

日本学生支援機構 貸与奨学金

【適格認定における学業成績の基準】

処置区分	学業成績基準（修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断）	2027 年 4 月以降の支援 ※4 年生は満期終了のため、 支援継続はなし
継続	警告・停止・廃止に該当しない者	継続
警告	当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の 1/2 以下の者	継続
廃止	①卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者 ②当年度の修得単位（科目）数が皆無の者又は極めて少ない者	廃止

【2026 年度の修得単位の基準】

※表示されている数字以下の場合に警告、廃止に該当します。

※高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免）の適格認定と異なり、当該年度の修得単位で判定されます。

学部	1 年終了時			2 年終了時			3 年終了時		
	標準修得 単位	警告	廃止	標準修得 単位	警告	廃止	標準修得 単位	警告	廃止
教育（2020 年度入学生以降） 人間科 情報 国際 経営 健康栄養（2026 年度入学生以降）	31	15	3	31	15	3	31	15	3
文	32	16	3	32	16	3	32	16	3
健康栄養（2025 年度入学生以前）	33	16	3	33	16	3	33	16	3